

国内避難民と人権について ～国連人権理事会へ報告までの道のり～

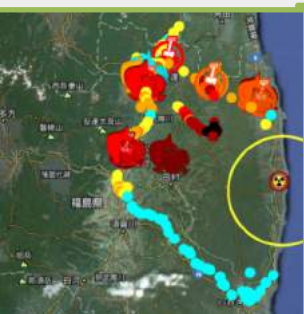
東日本大震災避難者の会Thanks&Dream(サンドリ)
国際環境NGOグリーンピース・ジャパン

東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

GREENPEACE

福島原発事故を受けてのグリーンピースの取り組み



大気汚染調査

聞き取り調査

土壌汚染調査

海洋汚染調査

食品調査

政策提言

飯館村の汚染を把握、避難区域拡大提言

被ばく提言
制度設計に生かす

基準値を上回る値を警告

政府の海洋汚染調査拡大につながる

大手スーパーの自主検査につながる

原発なしでもエネルギー供給は可能

ビデオ・写真・報告書....国の内外に発信

国連総合協議資格

国連経済社会理事会に対し

助言・議題提案

作業プログラムへの参加

国連総会、国連人権理事会

その他、政府間機関が

招集する国際会議へ参加



国際環境NGOグリーンピース・ジャパン

- 気候変動・エネルギー・森林・海洋・消費の問題など
- 世界55カ国に事務所 300万人の個人サポーター
- 非暴力 政治的中立 財政的独立
- 国連総合協議資格



GREENPEACE

国連の人権メカニズム

- 人権条約機関 (human rights treaty bodies)

遵守状況を監視、公表

- 自由権規約 (ICCPR)
- 自由人権規約 (ICESCR)
- 人種差別撤廃条約 (ICERD)
- 拷問禁止条約 (CAT)
- 女性差別撤廃条約 (CEDAW)
- 子どもの権利条約 (CRC)



- 国連人権理事会 (Human Rights Council)

- 普遍的・定期的レビュー (UPR)

- 4年に1度、193加盟国同士での審査

- 特別手続き (Special Procedure)

- 特別報告者や作業部会 人権状況・被害を調査、監視し、公表



特別報告者 (Special Rapporteur)

人権侵害を調査し、質問・声明・報告・勧告する。
個人の資格で務め、任期は3年、最高6年。無報酬。
56のテーマに存在 (うち12は国別)

移住者 外国人傭兵 環境 教育 強制的もしくは不本意な失踪 極度の貧困 拷問 国際連帯と人権 **国内避難民** 恣意的拘束 司法の独立 宗教もしくは信条の自由 少数者問題 食糧の権利 **女性差別 女性に対する暴力の問題** 人権の擁護者 **真実・正義・賠償・再発防止保証の促進** 人種主義と人種差別 人身売買 **身体的および精神的健康** 先住民族対外債務の人権への影響 多国籍企業 **適切な住居** テロリズム **現代的奴隷** プライバシー権 **文化的権利** 平和的集会および結社の自由 水と衛生 民主的かつ公平な国際秩序の促進 **有害物質及び廃棄物の管理と処分** 略式裁判による刑の執行

UPRとは？

- 国連人権理事会の制度
- 国連加盟国（193カ国）全ての人権状況を審査、2008年より。日本は3回目。
- 4年に一回
- 2017年、日本についての審査 ---11月にUPR作業部会で106カ国から、217の勧告。
- 国が国に対して、勧告を出す
- 日本について多い勧告トップ3
（死刑制度廃止、男女格差是正、子どもや女性の性的搾取の是正）
- 原発事故関連については、今回4カ国が勧告。

UPR 2012

3月26日 意見書×切

7月 政府報告書の提出

8月31日 予備審査

10月31日 審査

11月2日 審査・結果文書作業部会採択

2013年3月14日 結果文書本会合採択

147. 155 福島放射線警戒区域の住民の健康と生活の権利を保護するための全ての必要な措置を講じ、健康の権利特別報告者が避難住民及び市民社会グループと面会できるようにすること。

(オーストリア5)

UPR 2017

3月31日 市民社会からの意見書×切

8月31日 政府報告書の提出

10月 予備審査/事前セッション

(福島原発事故被災者：園田さん発言)

11月14日 審査

11月16日 結果文書作業部会採択

2018年3月19日

結果文書本会合採択

(福島原発事故被災者：
森松さん演説)



子どもの権利委員会

2017年6月 日本政府、定期報告書提出

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272180.pdf>

37. 東日本大震災からの復興の過程では、将来の町づくりにあたり、子どもたちの意見を取り入れる機会を設けている。

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の提言に取り入れられた他、学校、市民社会等との協同により政府閣僚等と子どもたちの対談の機会を設けている。

2017年11月 NGO連合体意見書提出

2018年2月 報告書予備審査・日本政府への事前質問

2018年10月 日本政府回答期限

2018年12月15日 日本政府への回答への情報提供期限

2019年1月 本審査@ジュネーブ

* 国際人権ひろば No.139(2018年05月発行号)国連・子どもの権利委員会による日本の第4回・第5回報告書審査に向けて 平野裕二 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議からまとめ

国連人権 メカニズム の相乗効果

条約機関による審査

- 自由権規約[4年ごと]
- 社会権規約[5年ごと]
- 女性差別撤廃条約[4年ごと]
- 子どもの権利条約[5年ごと]
- 人種差別撤廃条約[2年ごと]
- 拷問等禁止条約[4年ごと]

人権理事会による UPR[4年ごと]

条約機関からの勧告が
「国連文書要約」にまとめられ
審査の基礎となる

条約機関の勧告は
UPRに反映され
UPRの勧告は条約機関による
審査にも活かされる

条約機関による審査

- 自由権規約[4年ごと]
- 社会権規約[5年ごと]
- 女性差別撤廃条約[4年ごと]
- 子どもの権利条約[5年ごと]
- 人種差別撤廃条約[2年ごと]
- 拷問等禁止条約[4年ごと]

人権理事会による UPR[4年ごと]

条約機関からの勧告が
「国連文書要約」にまとめられ
審査の基礎となる

6.215.



オーストリア 政府の勧告

福島の高放射線地域からの自主避難者
に対して、住宅、金銭その他の生活援助
や被災者、特に事故当時子供だった人
への定期的な健康モニタリングなどの
支援提供を継続すること。

区域外避難者の
住宅支援打ち切
り、避難指示解
除に伴う住宅供
与や医療窓口負
担免除の制限や
打ち切りなど
“必要な支援”を
していない。

日本政府の返答：フォローアップに同意する。

日本政府は子ども被災者支援法他にのっとして必要な支援を提供している。福島県は、福島県民健康調査をしている。

6.216.



ポルトガル 政府の勧告

男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの 完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。

日本政府は「国内避難民に関する指導原則」の日本語訳をつくっていない。避難所における運営、帰還政策における意思決定について、住民を交えた協議機関などなし。

日本政府の返答：フォローアップに同意する。

日本は、原則の主旨を尊重し、女性と男性のプロセスへの参加を確実にするための努力の継続をする。

6.217.



ドイツ
政府の勧告

特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。

年間1ミリシーベルトの遵守どころか、年間20ミリ以下で避難指示解除、また、毎時0.23マイクロシーベルトという除染基準の緩和さえ検討

日本政府の返答：フォローアップに同意する

6.218.



メキシコ
政府の勧告

福島原発事故の被災者及び何世代もの
核兵器被害者に対して、医療サービス
へのアクセスを保証すること

メキシコ政府の
勧告の意図を
恣意的に解釈。

甲状腺検査の縮
小の動き

日本政府の返答：フォローアップに同意する。

日本は健康保険制度によって万人に医療サービスへのアクセスが保障されている。そして原爆被ばく者援護法のもと、広島、長崎の原発犠牲者への追加的な支援を提供している。（原爆被害者の二世への放射能による遺伝的な影響に関する科学的知見がえられていないため、日本は原爆被ばく者援護法によって原爆被ばく者の2次世代への支援の提供は考慮していない。）

3月19日国連人権理事会で森松明希子さんが演説

わたしは、2011年5月、福島の大災害から逃れるために、二人の子どもを連れて避難しました。

原発事故直後、放射能汚染は広がりました。

わたしたちには、情報は知らされず、無用な被ばくを重ねました。

空気、水、土壌がひどく汚染される中、わたしは、汚染した水を飲むしかなく、赤ん坊に母乳を与えてしまいました。

放射能から逃れ、健康を享受することは基本的原則です。日本の憲法は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利」と書かれています。

しかし、日本政府は市民をまもるための施策は、ほとんど実施してきませんでした。

そのうえ、日本政府は放射線量の高い地域への帰還政策にばかり力を注いでいます。

日本政府は、国連人権理事会での勧告を、ただちに、完全に受け入れ、実施をしてください。（以下略）

被災者・支援者が勧告を実行しよう

- ・ 健康調査の継続を求めていこう
- ・ 国連国内避難民に関する指導原則を使っていこう
- ・ 1ミリシーベルトの遵守——
除染基準の緩和に反対しよう
今後も国際社会にはたらきかけていこう
—当事者の声が最も重要 匿名可能

国連欧州本部にて森松明希子さん



ジュネーブ
国際機関
日本政府代表部
で署名提出



GREENPEACE



国連人権機関の入っているオフィスに行き、情報提供

GREENPEACE



国連欧州本部でサイドイベント

GREENPEACE



人権理事会UPRジャパンセッションの日、まさかのストライク

GREENPEACE



国連人権理事会での演説後、NHKにインタビューを受ける森松明希子さん

GREENPEACE



20年前に作成された国連国内避難民の原則の日本語版を外務省が作成に着手

人権侵害を生み出す原発から、
人と地球に配慮した持続可能な自然エネルギーへシフトしましょう。

クラウドファンディング実施中
8年目の調査を支えてください。
グリーンピース・ジャパンのウェブサイトから。
拡散にご協力をお願いします。



あなたの今日の寄付が8年目の調査を実現させます

GREENPEACE

国連国内避難民に関する指導原則

国内避難民の人権を保障するための ガイドライン

1998年策定=2018年は策定から20周年

国内避難民とは、武力紛争、暴力、人権侵害、自然/人為的災害のために住まいを離れることを余儀なくされた者（=福島原発事故避難者は国内避難民）

定義、責任の所在、権利について30もの原則

国内避難民に援助を与える第一義的な義務と責任は国にある

すべての基本的人権は国内避難民にも守られる

差別の禁止

帰還や移住計画への当事者の完全な参画

支援計画などへの女性の参画....

GREENPEACE